

## 第5章 意匠における優先権書類の電子的交換制度の導入

### 1. 改正の必要性

#### (1) 従来 of 制度

意匠法第15条第1項で準用される特許法第43条には、パリ条約（以下「パリ条約」という。）に基づいて優先権を主張する場合の手続が規定されている。

意匠に関する優先権とは、パリ条約に加盟しているある国（第一国）において意匠登録出願をした者が、当該出願に係る意匠と同一の意匠について他のパリ条約の加盟国（第二国）に出願をする場合、第一国の出願日から第二国の出願日までの期間が6月以内である場合に限り、第二国への出願を第一国への出願の日においてしたのと同じように取り扱うべきことを主張する権利である。

優先権の主張をした者は、所定の期間内に必要事項を記載した書面（以下「優先権書類」という。）を提出すべきことが規定されている（特許法第43条第2項）。



※第一国への出願日から6月以内に第二国に出願し、所定の期間内に優先権証明書を提出すれば、第二国への出願を第一国への出願の日においてしたのと同じように取り扱う。

## (2) 改正の必要性

現在、意匠に係る優先権書類は紙媒体で取り扱われているところ、これを電子的に取扱うことにすれば、出願人及び我が国特許庁の事務負担が大幅に軽減される。

特許分野については、世界知的所有権機関（WIPO）が提供するデジタル・アクセス・サービス（Digital Access Service、DAS）システムを介した優先権書類の電子的交換の制度が、平成21年より米国や韓国とともに導入され、以後徐々に導入国が増加し、既に定着している。

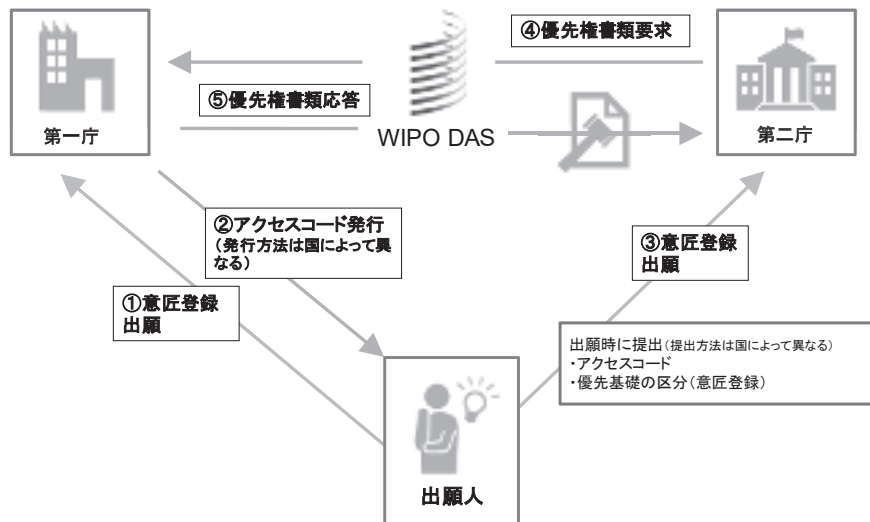
一方、意匠分野については、平成21年当時のDASの導入国はスペインのみだったが、その後中国、インドが導入し、また、平成28年に世界の約9割の意匠登録出願を受理する我が国特許庁、米国特許商標庁、欧州連合知的財産庁、韓国特許庁及び中国国家知識産権局の五庁間において、意匠分野で協力して取り組む旨の共同声明が採択された。当該声明を受けて、各庁におけるDASの導入可能性調査が本格的に開始された結果、米国と韓国がDASを導入したことから、我が国においても、DASを導入するための法的措置を講ずることとした。

## 2. 改正の概要

出願人の利便性向上及び行政処理の効率化の観点から、特許の出願手続において既に導入されている優先権書類の電子的交換を意匠分野においても可能とした（意匠法第15条第1項及び第60条の10）。

具体的な手続としては、まず、出願人は、第一国官庁に出願を行い、第一国官庁から発行されるアクセスコード等を第二国官庁への出願の際に提出する。その後、アクセスコード等を受領した第二国官庁はWIPOを通じて第一国官庁に優先権書類を要求し、その後、第一国官庁から第二国官庁へDASを介して優先権書類が電子的に送付されることとなる。

[DASによる優先権書類の電子的交換の仕組み]



### 3. 改正条文の解説

#### ◆ 意匠法第15条

(特許法の準用)

第十五条 特許法第三十八条（共同出願）、第四十三条第一項から第五項まで、第八項及び第九項（パリ条約による優先権主張の手續）並びに第四十三条の三（パリ条約の例による優先権主張）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「意匠登録出願と同時」と、同条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「意匠登録出願の日から三月」と、同条第八項中「第六項の規定による通知を受けた者」とあるのは「第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を提出する者」と、「前項」

とあるのは「第二項」と、「第二項」とあるのは「同項」と、同法第四十三条の三第三項中「前二条」とあるのは「第四十三条」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

意匠法第15条第1項において特許法第43条第5項を準用し、「パリ条約の同盟国の政府又は工業所有権に関する国際機関」と我が国特許庁との間で優先権書類を電子的に交換できる場合、優先権を主張した者が、法定期間内に優先権書類の電子的交換をするために必要な事項を記載した書面を特許庁長官に提出したときには、当該優先権書類を提出したものとみなすこととした。

また、既に読み替えて準用している特許法第43条第8項の「第二項に規定する書類」に「第五項に規定する書面」を加えるとともに、これに伴う技術的な規定の整備を行った。

#### ◆意匠法第60条の10

(パリ条約等による優先権主張の手続の特例)

第六十条の十 国際意匠登録出願については、第十五条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第一項から第五項まで、第八項及び第九項（第十五条第一項において読み替えて準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）並びに第四十三条の三第二項の規定は、適用しない。

2 特許法第四十三条第二項から第五項まで、第八項及び第九項の規定は、ジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による優先権の主張をした者に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内」とあるのは「経済産業省令で定める期間内」と、同条第八項中「第六項の規定によ

る通知を受けた者」とあるのは「第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を提出する者」と、「前項」とあるのは「第二項」と、「第二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

国際意匠登録出願（意匠の国際登録制度<sup>1</sup>に基づく国際出願であって、我が国の意匠登録出願とみなされたもの）の優先権書類提出手続の特例について定める意匠法第60条の10第2項においても、同様の改正を行った。

## 4. 施行期日及び経過措置

### (1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした（改正法附則第1条第5号）。

具体的な施行期日は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和元年政令第13号）により、令和2年1月1日とした。

### (2) 経過措置

#### ◆改正法附則第13条

（電磁的方法によるパリ条約に基づく優先権主張の手続に関する経過措置）

第十三条 第四条の規定（附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の意匠法第十五条第一項及び第六十条の十の規

1 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく、世界知的所有権機関（WIPO）国際事務局に国際出願手続を行うことで複数の締約国に同時に意匠登録出願した場合と同様の効果が得られる制度。

定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にする意匠登録出願について適用し、同日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

今般の改正により、パリ条約に基づく意匠登録出願及び国際意匠登録出願の優先権書類について、その電子的交換が可能となるが、当該電子的交換は、改正法の施行後になされる意匠登録出願について適用し、施行前の意匠登録出願については、改正前と同様に書面による提出のみを認めることとした。

具体的には、新意匠法第15条第1項及び第60条の10の規定は、改正法の施行後にする意匠登録出願について適用し、改正法の施行前にした意匠登録出願については、なお従前の例による旨を規定した。